

第1章 環境行政の概要

1. 環境基本計画の概要

「天理市環境基本条例」に位置づけられた環境行政の基本方針を示すものであり、また、「天理市総合計画」に描かれたまちづくりの基本理念や都市像を環境面から実現するためのものでもあり、天理市の環境行政の基本的指針としての性格を有する。

(1) 望ましい環境像

望ましい環境像とは、市民、事業者、行政（市）に共通する長期的目標として、概ね 10 年後の天理市が目指すべき姿を示すものである。

市民、事業者、行政（市）、そして来訪者が一体となって継続的かつ着実に取り組んでいくためには、めざすべき将来の環境イメージを描き、それらを各主体間で共有していくことが重要である。

そこで、天理市総合計画、環境基本条例、市民などが求める望ましい環境像の意見などを踏まえ、本計画でめざす「望ましい環境像」を以下のように定めた。

望ましい環境像
「ホタル舞い いのち輝くまち 天理」
～みんなが、安心して、いきいきと暮らせる環境をつくろう～

(2) 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、生活環境から地球環境まで、できるだけ広く捉え、市域で各主体が取り組むことができる環境として、次の 4 分野とする。

分野	構成要素
自然環境	土地利用、森林・農地、河川、動植物
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭・有害物質
都市環境	文化財、まちなみ・景観、観光、公園・緑地、道路・交通 教育施設・公共施設、水道・生活排水処理施設、福祉、防災
地球環境	地球温暖化防止、省エネ・創エネ・蓄エネ、廃棄物

(3) 5つの基本目標

望ましい環境像を実現するため次の 5 つの基本目標に沿って取り組みを進める。

- ① 豊かな自然環境と共生した暮らしが実現しているまち
- ② 健康で安心して暮らせるまち
- ③ 自然、歴史・文化と調和した潤いと安らぎのあるまち
- ④ 地球環境の保全に向けて行動するまち
- ⑤ 環境への高い意識をもち行動するまち

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 36 年度(令和 6 年度)までの 11 年間とする。ただし、今後の環境の状況や社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

(5) 重点的に取り組むこと

本計画を先導していく施策を「さあ進めよう！プロジェクト」と位置づけて取り組んでいる。市民が考える課題解決の優先順位や、天理市の特徴を考慮して、次の 3 つのプロジェクトを重点的に取り組む施策として抽出・設定した。

このプロジェクトは市民や市民団体、事業者、行政（市）など各主体の参加による「天理市環境連絡協議会」が中心となって、取組の具体的な実施方法や実施時期、各主体の連携方策などの検討、他分野の施策との調整を行い、「望ましい環境像」の実現に向けて、効率的・効果的な推進を図っている。

① ホタルが舞う美しい川・緑の保全プロジェクト

自分たちが生まれ育った天理の「まち」「さと」「歴史」の持つ特徴を活かしながら、環境の側面からそれぞれの機能連携を強め、次世代へと引き継ぐべき自然の大切さを感じ、田園空間や生活の身近な場で、自然とのふれあいや自然の恵みを体験・学習することにより、ホタルが舞う美しい川・緑を保全します。

1-1 生活排水処理対策

- ・ 合併処理浄化槽の設置促進
- ・ 適切な生活排水処理の啓発

1-2 河川の監視・調査体制の整備

- ・ 工場などの排水対策
- ・ 河川水質の管理

1-3 河川・小川などの水辺の保全

- ・ 自然環境に配慮した河川整備・管理
- ・ 河川美化活動への参加促進

1-4 生態系の保全

- ・ 希少生物・身近な在来生物の保護

1-5 緑の保全

- ・ 森林環境税を活用した森林づくりの支援
- ・ 道路の緑化の推進

1-6 緑と土にふれあう機会の創出

- ・ 耕作放棄地などの利活用の支援
- ・ 地域資源を活用したエコツーリズムの促進

② 3Rを学び、ごみを減らすプロジェクト

近年は家庭系、事業系ともごみの排出量は減少傾向にありますが、ごみの種類の多様化がごみ処理をするうえで大きな問題となっています。また、森林内への不法投棄、河川や道路への空き缶などのポイ捨てが課題となっており、環境や景観の悪化が懸念されています。今後は、循環型社会の構築のため、ごみの減量や分別を徹底し、できる限り資源の循環利用を図る必要があることから、市民や事業者に対し「もったいない精神」を浸透させ、無駄のない持続可能な社会の実現を目指します。さらに、まちの環境美化や本市の豊かな自然を守るために、ごみの不正な排出の監視を強化します。

2-1 廃棄物の発生抑制（リデュース）

- ・ ごみの減量化に関する情報提供
- ・ 「家庭系ごみの有料化制度」の調査研究
- ・ マイバッグ運動の支援
- ・ 家庭における生ごみ処理機の導入の促進

2-2 資源の有効活用（リユース・リサイクル）

- ・ リユース・リサイクルに関する情報提供
- ・ 市民・事業者の自主的なリサイクル活動の支援
- ・ グリーン製品の購入の奨励
- ・ 剪定樹木などの堆肥化・資源化の推進

2-3 ごみの不正な排出の監視・抑制

- ・ ポイ捨て防止や不法投棄防止に関する注意喚起のための看板の設置
- ・ 山林、河川、田畠などへの不法投棄の監視・指導
- ・ ポイ捨て、野外焼却、ペットの飼い方を規定する制度の導入

③ STOP温暖化プロジェクト

平成 22 (2010) 年度における市域の温室効果ガス排出量は 412,157t-CO₂ であり、本計画期間である平成 36 (2024) 年度までに、現状より 2.2% の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

そのため省エネルギー行動の普及などエネルギーの効率利用に努めるとともに、再生可能エネルギーの利用や新たなまちづくりのあり方を検討するなど、CO₂の排出量を抑えたまちづくりを進めます。

3-1 地球環境問題への意識の向上

- ・ 地球温暖化防止に関する情報の収集・整理および提供
- ・ 市域全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムの構築

3-2 省エネ・省CO₂の推進

- ・ クールシェア・ウォームシェアの啓発・実践
- ・ 省エネ・省CO₂に関する情報提供と意識啓発
- ・ エコドライブの推進
- ・ 低炭素まちづくりのあり方の検討

3-3 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 公共施設における再生可能エネルギーの導入の推進
- ・ 家庭や事業者に対する導入促進のための情報提供や新制度の創設の検討
- ・ 廃棄物、廃熱、バイオマスなどのリサイクルエネルギーの可能性の調査

3-4 環境を守り育てる仕組みづくり

- ・ 環境マネジメントシステムの取組の推進

2. 環境保全に関する普及・啓発

【環境関連ホームページの更新】

環境基本計画の概要や環境行政への取り組み、環境に関するお知らせ等について広く市民に周知を図るため、天理市のホームページにて市における取り組み、活動状況等の情報提供を行っている。

【「天理市の環境」の発行】

天理市環境基本条例第10条の規定により、毎年、天理の大気、水質、騒音等の環境状況の調査結果をはじめとする環境保全対策事業についてとりまとめた「天理市の環境」を発行し、市民に市の環境状況や環境施策の概要について周知を図っている。また、環境基本計画の進捗状況についての年次報告もこの「天理市の環境」で行っている。

【広報紙「町から町へ」により情報を提供】

広報紙「町から町へ」において、市民に身近な環境に関する情報を提供するため、天理市の環境の概要などの情報提供を行っている。

【「天理市美しいまちづくり条例」施行】

市役所、市民、事業者がそれぞれ負う責務を明確化し、相互協力によって本市の快適な環境を保全するための指標として、「天理市美しいまちづくり条例」が令和2年5月30日から施行された。

【「ゼロカーボンシティ」宣言】

世界的な脱炭素への取り組みが進んでいく中で、環境への取り組みに力を入れていることを对外的に周知するため、「天理市ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年3月2日に行った。

3. 環境関連法令等に基づく届出状況

天理市においては、騒音規制法、振動規制法に基づく届出の受理に関する事務を行っている。令和2年度の届出等の内訳は、次のとおりである。

(1) 騒音規制法に基づく各種届出状況

令和2年度の騒音規制法に基づく工場・事業場数は、195社（1,814施設）である。

届出施設数は空気圧縮機等が768施設(42.2%)で最も多く、次いで、織機が533施設(29.4%)となっている。

特定建設作業では、のべ38件の届出があり、さく岩機を使用する作業が21件である。

表1-5 騒音規制法に基づく特定施設（令和2年度）

工場・事業場数	施設の種類	施設数
195	1. 金属加工機械	231
	2. 空気圧縮機等	768
	3. 土石用破碎機等	15
	4. 織機	533
	5. 建設用資材製造機械	4
	6. 穀物用製粉機	0
	7. 木材加工機械	175
	8. 抄紙機	0
	9. 印刷機械	48
	10. 合成樹脂用射出成形機	40
	11. 鑄型造型機	0
合計		1814

表1-6 騒音規制法に基づく特定建設作業（令和2年度）

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	0
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	21
4. 空気圧縮機を使用する作業	5
5. コンクリートプラント等を使用する作業	0
6. バックホウを使用する作業	11
7. トラクターショベルを使用する作業	1
8. ブルドーザーを使用する作業	0
合計	38

(2) 振動規制法に基づく各種届出状況

令和2年度の振動規制法に基づく工場・事業場数は、112社（922施設）である。

届出施設数は金属加工機械が306施設(33.3%)で最も多く、次いで、圧縮機が273施設(29.5%)となっている。

特定建設作業では、14件の届出がある。

表1-7 振動規制法に基づく特定建設作業（令和2年度）

工場・事業場数	施設の種類	施設数
112	1. 金 属 加 工 機 械	306
	2. 圧 縮 機	273
	3. 土 石 用 破 碎 機 等	14
	4. 織 機	255
	5. コンクリートブロックマシン	0
	6. 木 材 加 工 機 械	4
	7. 印 刷 機 械	40
	8. 合成樹脂練用ロール機	0
	9. 合成樹脂用射出成形機	30
	10. 鋳 型 造 型 機	0
合 計		922

表1-8 振動規制法に基づく特定建設作業（令和2年度）

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	0
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	2
4. ブレーカーを使用する作業	12
合 計	14

（参考）特定工場における公害防止組織の整備に関する法律届出状況

令和2年3月31日現在

特定工場	事業所数	統括者<人> (代理者)	公害防止管理者<人>	
			騒音 (代理者)	振動 (代理者)
合計	2	0 (0)	1 (1)	1 (1)
21人以上	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)
21人未満	1	0 (0)	1 (1)	1 (1)

4. 公害苦情の状況

令和2年度の公害苦情件数は、121件であり、昨年度より大きく増加となった。

種類別では不法投棄が26件、大気汚染が19件、水質汚濁が4件、騒音が15件、悪臭が4件となっている。

また、その他では雑草・樹木の繁茂が22件となり、苦情の多くを占めている。

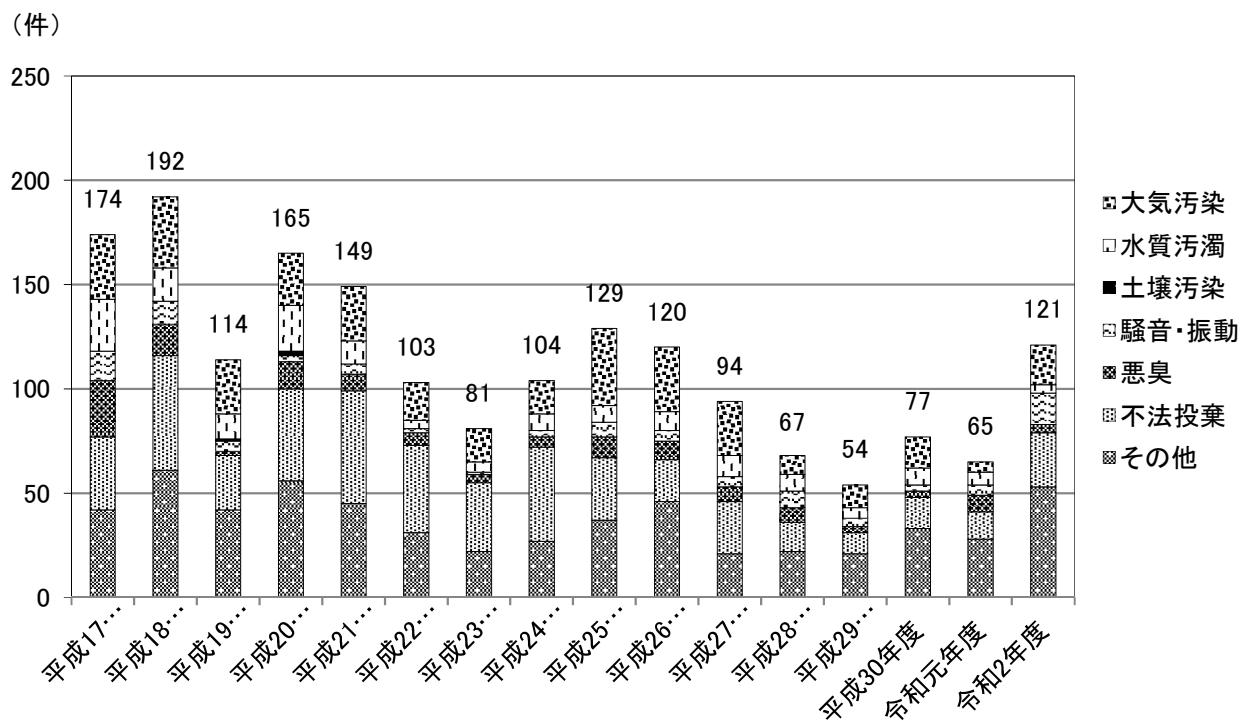


図1-1 年度別・種類別苦情受理件数

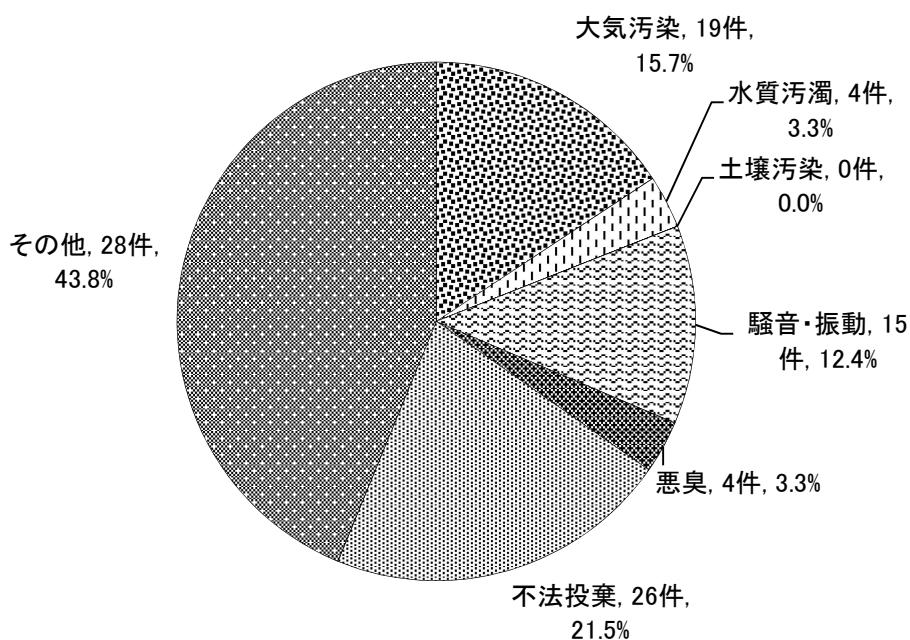


図1-2 種類別苦情受理件数（令和2年度）